

## 第4回青森県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和5年8月9日（水）午後1時24分～午後3時07分
- 2 場 所 アスパム6階 八甲田
- 3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	赤間委員	秋田谷委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	田中委員	藤井委員
【事務局】	上野労働基準部長	八木澤賃金室長	佐藤室長補佐	中野賃金指導官
	長尾事務官			

### 4 開会

（事務局）

それでは皆さまお揃いのご様子ですので、定刻前ですけれども、ただ今より第4回青森県最低賃金専門部会を開会いたします。

本日の委員の出席状況ですが、全員出席しておりますことをご報告いたします。それでは以後の議事につきましては、石岡部会長よりお願いいたします。

（石岡部会長）

それでは審議を始めたいと思いますが、まず最初に事務局から配布資料の説明をお願いいたします。

（事務局）

事務局でございます。本日の資料としましては、引上試算表だけをご用意させていただいております。資料は用意しておりませんが、昨日までの全国の結審の状況につきまして、ご報告させていただきます。

昨日迄の段階ですけれども、全国31局で結審をしているところでございます。

そのうち目安額を上回る金額で妥結決定しておりますのが9局あったことをご報告いたします。

なお、青森を含むCランクでございますけれども、13県あるわけですが、そのうち決まっておりますのは、岩手と秋田のみが決まっております。青森を含む11県につきましては、まだ審議中であるということにつきまして、ご報告させていただきます。事務局からは以上でございます。

（石岡部会長）

今の説明について、何か質問等はございますか。よろしいでしょうかね。

それでは金額審議に入りたいと思います。今日は真摯な進展があることを期待したい

と思っています。

これまで労使相互からそれぞれのご意見を伺いました。先般までの議論では引き上げ額について、労働側は58円、使用者側は18円というようでした。

それで再度持ち帰っていただき検討をお願いしたところでありますけれども、使用者側から検討の結果とかご意見いただきますか。

(小山田委員)

それでは、私、小山田の方から。昨日私どもの方からですね、法に基づく3要素を軽重なく均等に評価するというふうな考え方のもとで、18円を最賃アップ額ということで提示させていただきました。

その後、色々やはり部会長さんはじめ、公益委員の方々からもう少し歩み寄るような考え方は取れないのかというお話もございましたので、それを踏まえて改めて検討させていただきました。

基本的には変わらないんですけども、考えられるところというふうなことで、昨日は消費者物価4.3%、それから賃金の上昇率2.1%、賃金支払い能力についてはプラスアルファで評価できる部分がないという判断で0%と、こういうことを前提として全体を足して3で割り返すというふうな形で2.1%アップの18円というふうなことをお話させていただきました。

本日は、その若干ですけれども、お直しさせていただきました、消費者物価及び支払い、賃金支払い能力ですね、こちらの方については昨日と同じでございますけれども、賃金について、国が令和5年6月に実施した、令和5年賃金改定状況調査結果第4表、昨日は①を採用させていただきましたけれども、これを③に、③一般労働者よりパートタイム労働者の産業計Cランク、これは昨年6月と今年6月の在籍労働者を前提としたパーセンテージでございますけれども、賃金対前年上昇率2.7%、これを本日採用した形で、これを昨日の考え方に基づいて、3要素を軽重なく均等に評価するというふうな計算をし直しましたところ、2.3%上がるというふうなことで、これを現行の853円に掛けまして、20円をアップ額とするということで改めて提示させていただきたいと思います。以上でございます。

(石岡部会長)

ありがとうございました。それでは労働側からご意見伺います。

(秋田谷委員)

まず労働者の生計費の考え方でございます。

昨日、厚生労働省が発表しました、毎勤統計調査では、実質賃金前年同月比1.6%減ということで、15ヶ月連続のマイナスというふうな結果になりました。

さらに政府のガソリンの補助金が9月末で終了される予定であるというふうなこと、そして、今後中小企業の価格定額も進んできますし、生活の食料品に関する1,100

以上が値上げするという価格転嫁も進んでくるというふうなことを感じると、やはり労働者は相当苦しいものだというふうに認識をしてございます。

人口減少率、秋田県が最下位の47位です。秋田県が最下位で47、青森県46位というふうな状況でございます。

さらに自殺率の関係でございますけれども、都道府県別の自殺死亡率、これ率で見ますとワーストが青森県24%ということございまして、次いで山梨、新潟というふうな状況だということになっています。

厚生労働省の自殺対策白書の中で、原因用途として最も高いのは、健康の問題、次いで多いのが経済生活問題ということでございます。

支払い能力の関係もそれはあるとは思いますが、人の命にも関わるものだというふうに思っております。

そういうふうなところも加味もしながら、引き上げの金額というのは非常に厳しいというふうには認識をしております。

なお、そういっても歩み寄りの数字を出さないわけにはいかないというものでございますので、提示額としては55円を提示したいと思っております。

55円の根拠につきましては、連合を見ると春闘の妥結状況、そのうち非正規の加重平均で出したものになります。

これ7月31日の最終のものになりますけれども、その妥結額が加重平均で54.7円でございますので、端数処理をしまして提示額55円を提示したいと思っております。

(石岡部会長)

ありがとうございました。

双方歩み寄っていただきましたけれども、まだお互いの主張には開きがありますので、基本的なところは前回までに双方のご意見を伺ったところですので、よろしければまた公労、公使協議でお話伺った方がいいのかなと思っておりますが、ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。今3者の段階で互いに主張したいところはございませんか。

(赤間委員)

先日一応私たちの方も、青森県の女性が色々県をあとにするとか、女性の賃金について、色々発言をした経過が色々あって、この前の母子寡婦の連合会の方と懇談の場を設けてまして、ひとり親家庭を含む生活の困窮等について、ちょっと色々交流を深めて話し合いをしたところです。

やっぱり今の女性の賃金とても低くて、時給に関してもとてもじゃないけど生活できない。さらには物価上昇が生活をものすごく負担が増えているということでした。

よく言われるんですけど、インスタントラーメン青森県全国で消費量が第1位ということなので、インスタントラーメンでも食べていますかとやっぱり聞いたらですね、1週間に2回、3回とインスタントラーメン、子供にもインスタントラーメンを食べさせざるを得ないようなところがあるというふうに言っていました。

青森県のデータを見てもですね、生活困窮家庭、生活の困窮家庭、いつも食べるという週5回が85%と、一般家庭と比べるとやっぱり食事自体が少ないのに加えて、カップ麺、インスタント麺の摂取というのは、もう1週間に必ず2、3日食べる、そういうところがやっぱり多いみたいです。

それもやっぱり全国と比べるととても大きい。それがやっぱり塩分の取り過ぎとか健康に影響があるんじゃないかなと色々ひとり親家庭の方のを聞いて、やっぱり苦しいんだなというふうに改めて思いました。

そのカップラーメンの値上げもですね昨年からずっと上がっているんですけど、6月1日からまた15%程上がっています。カップラーメン大体出ているだけでも580だとすると、700個のカップラーメン品目がまた値上げになるということなので、できるだけ最低賃金近傍で働いている例えばその人たちにも、きちんと青森県として健康的にご飯が食べれるような、そういうふうな賃金を是非、経営者側の方に考慮していただければなというふうな、ちょっとこの前話し合いをした中で出た意見のひとつ出したところです。

以上です。

(石岡部会長)

他にはございませんか。それでは公労、公使会議に移りたいと思います。

それでは使用者側からお話伺いたいと思いますので、労働者委員は取り敢えず控室でお待ちいただけますか。

(事務局)

それでは、これから個別協議となりますので、労働者側委員の皆さまは9階、南部というお部屋控室になりますので、ご案内させていただきます。

傍聴者の皆さまは、ご案内するまでしばらくお待ちください。

それでは、傍聴者の皆さまはご退室ください。

お荷物は全て持ってご退室くださるよう、よろしく申し上げます。

また、全体会議が再開される際にはメール連絡をいたしますので、メール通知を受けてから5分程度に会場の方に戻れるようお願いいたします。

なお、全体会議が再開されるまでの間、審議会場に立ち入ることは禁止としておりますので、ご注意願います。

館内でありますと2階の市町村ホールが待機場所として都合が良いかなと思いますので、ご活用ください。

よろしくどうぞ申し上げます。

【公使、公労会議へ】

## 【公労使3者会議再開】

(石岡部会長)

皆さんお揃いなので、それでは審議を再開したいと思います。

先ほどから公使会議、公労会議を続けてまいりましたが、最終的な使用者側の提案というのは今日の段階では20円のまま変わらずということです。

これに対する労働者側からは49円という提案でした。まだ双方のご主張に相当隔たりのありますので、もう一日双方お考えいただいて、明日、午前中の専門部会そこで最終的なご回答をいただきたいと思います。

そして、その段階でなお開きが大きく、これ以上なかなか協議が詰まらないという状況であれば、そこで公益委員の見解を出して、場合によってはそこで採決になるかもしれません。

そういったスケジュールを考えております。ですので、労使双方におかれましては、一晩時間をいただいて、明日の朝にはもう一度ですね、なんとか歩み寄った数字を出していただきたいというふうに考えております。というのが今日の状況というふうに認識しておりますけれども、何か双方ご意見等はございませんか。

(小山田委員)

ありません。

(石岡部会長)

よろしいですか。

それではそういうことで今日の専門部会はこれにて終了にしたいと思います。

失礼、事務局から最後に何かありますか。

(事務局)

事務局から改めまして日程について確認させていただきます。明日でございますけれども第5回専門部会がございますが、午前10時から開催いたします。

会場は青森合同庁舎の4階の共用会議室でございます。引き続きまして午後から午後1時半になりますけれども、本審の方を同じく共用会議室で開催する予定としておりますので、よろしく願いいたします。

(石岡部会長)

事務局の方はそれでよろしいですか。

それではそういうことで明日よろしく願いいたします。

今日は専門部会これにて終了したいと思います。

どうもお疲れさまでした。